

静岡県告示第395号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）第4条第1項第3号から第6号まで、第8号、第10号及び第11号に掲げる漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を、同項第13号から第15号まで、第17号及び第20号に掲げる漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年5月14日

静岡県知事職務代理者

静岡県副知事 森 貴 志

1 中型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
いわし、あじ、さば、かつお、まぐろ1そうまき網漁業	操業区域（別記1の操業区域をいう。以下、この表において同じ。）の1	いわし、あじ、さば 周年 かつお、まぐろ 4月15日から10月31日まで	定めなし	5トン以上、15トン未満	伊豆東岸（神奈川県、静岡県界から石廊崎灯台までをいう。以下同じ。）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	0
				15トン以上、40トン未満		1
	操業区域の2			5トン以上、15トン未満	内浦湾沿岸（沼津市大瀬崎灯台から同市大塚東端までをいう。以下同じ。）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	2
				15トン以上、40トン未満		3
いわし、あじ、さば1そうまき網漁業	操業区域の2	周年	定めなし	5トン以上、15トン未満	内浦湾沿岸を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	2
				15トン以上、40トン未満		0
	操業区域の3			5トン以上、15トン未満	駿河湾沿岸（石廊崎灯台から御前崎灯台まで（内浦湾	0
				15トン以上、		1

				40 トン未満	沿岸を除く。)をいう。以下同じ。)を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
--	--	--	--	---------	--------------------------------------	--

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和6年6月7日から同年7月8日まで

(3) 備考
この告示に係る許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

別記1 操業区域

- 1 稲取岬から正東の線以北の静岡県海面
- 2 石廊埼灯台正南の線と御前崎市御前埼灯台正南の線との間の海面及び当該区域以外における最大高潮時海岸線から20海里以沖の静岡県海面（ただし、通称金州の瀬及びかどの瀬を除く。）
- 3 石廊埼灯台正南の線と御前崎市御前埼灯台正南の線との間の海面及び当該区域以外における最大高潮時海岸線から20海里以沖の静岡県海面（ただし、沼津市大瀬埼と同市大塚東端を結んだ線以東の内浦湾並びに通称金州の瀬及びかどの瀬を除く。）

2 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
手繰第1種漁業	操業区域（別記2の操業区域をいう。以下、この表において同じ。）の1	9月1日から翌年5月15日まで	定めなし	5トン以上、10トン未満	内浦湾沿岸を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	2
					駿河湾西部沿岸（富士川河口右岸から御前埼灯台までをいう。以下同じ。）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	1
				10トン以上、15トン未満	内浦湾沿岸を当該漁業に用いる船舶	1

					の根拠地とする者	
					駿河湾 東部沿岸 (石廊崎灯台から富士川河口左岸まで(内浦湾沿岸を除く。)をいう。以下同じ。)を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	7
	操業区域の2			5トン以上、 10トン未満	遠州灘沿岸(磐田市及び浜名地区をいう。以下同じ。)を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	5
				10トン以上、 15トン未満		4
	操業区域の3	10月1日 から翌年 3月31 日まで	200キロ ワット以 下	5トン未満	内浦湾沿岸を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	5
	操業区域の4	9月1日 から翌年 5月15 日まで			駿河湾東部沿岸の富士市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	1
	操業区域の5	周年			駿河湾西部沿岸の静岡市清水区(由比、蒲原地区を除く。)を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	2
	操業区域の6				駿河湾西部沿岸の静岡市駿河区を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
手繰第2種 漁業(えび)	操業区域の7	4月1日 から7月	200キロ ワット以	3トン未満	駿河湾西部沿岸を 当該漁業に用いる	3

びき網漁業)		31日まで	下		船舶の根拠地とする者	
手繰第2種漁業（自家用餌料びき網漁業）	操業区域の8	申請のあった時期	200キロワット以下	5トン未満	駿河湾西部沿岸を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	2

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和6年6月7日から同年7月8日まで

(3) 備考
この告示に係る許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

別記2 操業区域

- 1 石廊崎灯台と御前崎市御前崎灯台を結んだ線以北の海面
- 2 御前崎市御前崎灯台正南の線以西の静岡県海面
- 3 沼津市大瀬崎から同市大塚東端を結んだ線以東の海面
- 4 沼津市大塚東端から富士川河口に至る共第13号共同漁業権漁場内
- 5 興津川河口から安倍川河口までの地先海面
- 6 静岡市三保灯台から焼津市焼津灯台までの地先海面
- 7 静岡市滝ヶ原川久方自転車道橋下流端中央から牧之原市勝俣、片浜界に至る地先共同漁業権漁場内
- 8 共同漁業権漁場内又は地先海面で申請のあった区域

3 小型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
いわし、あじ、さば、かつお、まぐろ1そうまき網漁業	操業区域（別記3の操業区域をいう。以下、この表において同じ。）の1	いわし、あじ、さば 周年 かつお、まぐろ 4月15日から10月31日	定めなし	5トン未満	内浦湾沿岸を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	1

		まで				
いわし、あじ、さば1 そうまき網漁業	操業区域の1	周年	定めなし	5トン未満	内浦湾沿岸を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	3
たい、このしろ1 そうまき網漁業	操業区域の2	9ヶ月間以内	定めなし	5トン未満	駿河湾沿岸を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和6年6月7日から同年7月8日まで

(3) 備考
この告示に係る許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

別記3 操業区域

- 1 石廊埼灯台と御前崎市御前埼灯台を結んだ線以北の海面
- 2 申請のあった共同漁業権漁場内

4 船びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数(統数)
しらす1 そう船びき網漁業又はしらす2 そう船びき網漁業	操業区域(別記4の操業区域をいう。以下、この表において同じ。)の1	3月21日から翌年1月14日まで	定めなし	船舶の総トン数(別記5の船舶の総トン数をいう。以下、この表において同じ。)の1	沼津市大瀬埼灯台から静岡、神奈川県界までを当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	9 (8)
	操業区域の2				富士市、沼津市(戸田地区を除く。)を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	60 (51)
	操業区域の3				静岡市清水区を当	61

					該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	(56)
	操業区域の4				静岡市駿河区、焼津市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	74 (37)
しらす、いわし2そう船びき網漁業	操業区域の5	しらす 3月21日 から翌年1月14日 まで	定めなし	船舶の総トン数の2	吉田町、牧之原市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	72 (36)
	操業区域の6	いわし 6月1日 から8月31日 まで			御前崎市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
	操業区域の7				遠州灘沿岸を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	164 (82)
たい2そう船びき網漁業	操業区域の8	10月1日 から12月26日 まで及び	定めなし	定めなし	磐田市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	6 (3)
	操業区域の9	3月11日 から5月31日 まで			浜名地区を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
さより2そう船びき網漁業	操業区域の10	11月1日 から翌年2月末日 まで	定めなし	船舶の総トン数の3	沼津市西浦江梨から内浦重寺までを当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	24 (12)
	操業区域の11				沼津市口野から志下までを当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
	操業区域の12				沼津市下香貫から今沢までを当該漁	

					業に用いる船舶の 根拠地とする者	
	操業区域の 13	11 月 16 日から翌 年 3 月 10 日まで			静岡市清水区（由 比、蒲原地区）を 当該漁業に用いる 船舶の根拠地とす る者	4 (2)
					静岡市清水区（由 比、蒲原地区を除 く。）を当該漁業に 用いる船舶の根拠 地とする者	4 (2)
					静岡市駿河区を当 該漁業に用いる船 舶の根拠地とする 者	6 (3)
					焼津市を当該漁業 に用いる船舶の根 拠地とする者	4 (2)
					吉田町、牧之原 市、御前崎市を当 該漁業に用いる船 舶の根拠地とする 者	32 (16)
	操業区域の 14	2 月 15 日から 4 月 10 日 まで			磐田市を当該漁業 に用いる船舶の根 拠地とする者	6 (3)
	操業区域の 15				浜名地区を当該漁 業に用いる船舶の 根拠地とする者	40 (20)
たち、あじ 2 そう船び き網漁業	操業区域の 16	6 月 1 日 から 9 月 30 日まで	定めなし	定めなし	磐田市を当該漁業 に用いる船舶の根 拠地とする者	54 (27)

					浜名地区を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	60 (30)
しらうお1 そう船びき 網漁業	操業区域の17	12月1日 から翌年 3月31 日まで	定めなし	5トン未満	静岡市清水区（由比、蒲原地区を除く。）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	1 (1)
					焼津市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	3 (3)
					吉田町、牧之原市、御前崎市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	5 (5)
	磐田市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	10 (10)				
	操業区域の19	11月1日 から翌年 2月末日 まで			浜名地区を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	1 (1)
さくらえび 2そう船び き網漁業	操業区域の20	10月1日 から翌年 6月10 日まで	定めなし	船舶の総トン数の4	定めなし	118 (58)
このしろ1 そう船びき 網漁業	操業区域の21	8月1日 から9月 20日まで	定めなし	7トン未満	沼津市（戸田地区を除く。）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	5 (5)
いわし2そ う船びき網 漁業（自家	操業区域の22	4月1日 から11 月30日	定めなし	定めなし	駿河湾沿岸を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	38 (19)

用餌料びき 網漁業)		まで				
	操業区域の 23	4 月 1 日 から 10 月 31 日 まで			浜名地区を当該漁 業に用いる船舶の 根拠地とする者	4 (2)

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和 6 年 6 月 7 日から同年 7 月 8 日まで

(3) 備 考
この告示に係る許可の有効期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までとする。

別記 4 操業区域

- 1 申請のあった共同漁業権漁場内
- 2 沼津市大瀬崎から由比川河口左岸までの地先海面
- 3 田子の浦港白灯台から焼津、静岡両市界までの地先海面
- 4 富士川河口右岸から牧之原市勝俣、片浜界までの地先海面
- 5 しらす 安倍川河口右岸から弁財天川河口左岸までの地先海面
いわし 御前崎市御前埼灯台正南の線から弁財天川河口左岸までの地先海面
- 6 しらす 大井川河口右岸から太田川河口左岸までの地先海面
いわし 御前崎市御前埼灯台正南の線から天竜川河口左岸までの地先海面
- 7 御前崎市御前埼灯台正南の線から静岡、愛知両県界までの地先海面（ただし、知事が認めた総トン数 10 トン以上の船舶にあっては、太田川河口右岸正南の線から静岡、愛知両県界までの地先海面）
- 8 菊川河口右岸正南の線から天竜川河口左岸正南の線までの地先海面
- 9 菊川河口右岸正南の線から静岡、愛知両県界までの地先海面
- 10 共第 13 号共同漁業権漁場内の沼津市井田、西浦江梨界から沼津市口野、内浦重寺界まで
- 11 共第 13 号共同漁業権漁場内の沼津市口野、内浦重寺界から沼津市志下、下香貫界まで
- 12 共第 13 号共同漁業権漁場内の沼津市志下、下香貫界から沼津市今沢、大塚界まで（ただし、狩野川河口及びその左右それぞれ 500 メートルの海岸線から真沖の海面は除く。）
- 13 申請のあった共同漁業権漁場内（ただし、狩野川、富士川、興津川、安倍川及び大井川河口に面した共同漁業権漁場の場合は、各河口及びその左右それぞれ 500 メートルの海岸線から真沖の海面は除く。）
- 14 菊川河口右岸正南の線から東経 137 度 48 分 47 秒（世界測地系）の線までの地先海面（ただし、太田川河口及びその左右それぞれ 500 メートルの海岸線から真沖の海面は除く。）
- 15 東経 137 度 46 分 37 秒（世界測地系）の線以西の静岡県海面（ただし、浜名湖口及びその左右それぞれ 1,500 メートルの海岸線からその沖合 1,500 メートルに至る区域を除く。）

- 16 太田川河口右岸正南の線以西で、距岸 500 メートル以沖の静岡県海面（ただし、浜名湖口及びその左右それぞれ 1,500 メートルの海岸線からその沖合 1,500 メートルに至る区域を除く。）
- 17 申請のあった共同漁業権漁場内で距岸 50 メートル以内の海面（ただし、各河川の河口及びその左右それぞれ 200 メートルに至る海岸線から沖合の海面を除く。）
- 18 弁財天川河口右岸正南の線から天竜川河口左岸正南の線までの間で距岸 50 メートル以内の海面（ただし、各河川の河口及びその左右それぞれ 200 メートルに至る海岸線から沖合の海面を除く。）
- 19 天竜川河口右岸正南の線以西で距岸 50 メートル以内の静岡県海面（ただし、浜名湖口及びその左右それぞれ 1,500 メートルに至る海岸線並びに各河川の河口及びその左右それぞれ 200 メートルに至る海岸線から沖合の海面を除く。）
- 20 静岡県海面
- 21 沼津市大瀬崎灯台と富士川河口左岸を結んだ線以北の海面（ただし、共同漁業権漁場内及び沼津市大瀬崎灯台と同市大塚東端を結んだ線以東の内浦湾を除く。）
- 22 静岡市滝ヶ原川久方自転車道橋下流端中央から御前崎市御前崎灯台の正南の線に至る共同漁業権漁場内
- 23 新野川河口右岸正南の線から静岡、愛知両県界までの距岸 2 海里以内の海面

別記 5 船舶の総トン数

- 1 漁法の如何にかかわらず 1 隻の総トン数 10 トン未満
静岡市滝ヶ原川久方自転車道橋下流端中央から御前崎市を根拠地とする船舶については 1 隻の総トン数 8.5 トン以下（ただし、この告示に係る許可の申請前に総トン数 8.5 トンを超えた船舶で許可を受けている者については、本船一代限り認めるものとする。）
2 そうびき漁法にあっては、総トン数の合計が 17 トン以下
- 2 漁法の如何にかかわらず 1 隻の総トン数 10 トン未満（ただし、遠州灘沿岸を根拠地とするもので、知事が認めた場合はこの限りでない。）
静岡市滝ヶ原川久方自転車道橋下流端中央から御前崎市を根拠地とする船舶については 1 隻の総トン数 8.5 トン以下（ただし、この告示に係る許可の申請前に総トン数 8.5 トンを超えた船舶で許可を受けている者については、本船一代限り認めるものとする。）
2 そうびき漁法にあっては、総トン数の合計が 17 トン以下
遠州灘沿岸を根拠地とするものについては、合計 20 トン未満（ただし、遠州灘沿岸を根拠地とするもので知事が認めた場合はこの限りでない。）
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可の申請前にしらす船びき網漁業、しらす、いわし船びき網漁業又は手繰第 2 種漁業（えびびき網漁業）の許可又は起業の認可を受けた者及び船舶で本漁業の許可を有している者のほか、磐田市、御前崎市、牧之原市（坂井平田地区）に根拠地を有する者でこの告示に係る許可又は起業の認可の申請前にしらす、いわし船びき網漁業の許可又は起業の認可を受けている者及び船舶で 1 月から 3 月までの間操業できる他の漁業の許可又は起業の認可を受けていない者及び船舶については、その他の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を定めた漁業許可を

受けた船舶2隻の廃業を見合いとした場合に限り許可又は起業の認可をするものとし、兼業許可の取扱いとする。この場合、船舶の総トン数の定めなし。これ以外の船舶については総トン数5トン未満の船舶に限る。

- 4 「新トン数適用船舶」については総トン数7.3トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数7トン未満

5 ごち網漁業

- (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数(統数)
たい2そうごち網漁業	操業区域(別記6の操業区域をいう。)の1	11月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	吉田町、牧之原市、御前崎市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	8 (4)

- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年6月7日から同年7月8日まで

- (3) 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

別記6 操業区域

- 1 大井川河口右岸と石廊崎灯台を結ぶ線、御前崎元根鼻と波勝岬灯台を結ぶ線及び大井川河口右岸から御前崎元根鼻に至る海岸線に囲まれた海面であって同海岸線から距岸10,000メートル以内の海面

6 底立てはえ縄漁業

- (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
底立てはえ縄漁業	操業区域(別記7の操業区域をいう。以下、この表において同じ。)の1	周年	定めなし	15トン未満	県内を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	49

	操業区域の2			15 トン 以上 100 トン未満		
	操業区域の1			15 トン未満	県外を当該漁業に 用いる船舶の根拠 地とする者	3
	操業区域の2			15 トン 以上 100 トン未満		

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和6年6月7日から同年7月8日まで

(3) 備 考
この告示に係る許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

別記7 操業区域

- 1 富士川河口右岸正南の線以西の静岡県海面（ただし、この告示に係る許可の申請前に特認により許可を受けている者及び船舶については、本船一代限り認めるものとする。）
- 2 御前崎市御前埼灯台正南の線以西の距岸20マイル以沖の静岡県海面（ただし、この告示に係る許可の申請前に特認により許可を受けている者及び船舶については、本船一代限り認めるものとする。）

7 囲目網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	漁業を 営む者の資格	隻数 (統数)
囲目網漁業	申請のあった 共同漁業権漁 場内	申請のあ った時期	定めなし	定めなし	浜名地区及び遠州 地区以外を当該漁 業に用いる船舶の 根拠地とする者	4 (4)

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和6年6月7日から同年7月8日まで

(3) 備 考
この告示に係る許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

8 固定式刺網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
固定式一、二枚刺網漁業	操業区域（別記8の操業区域をいう。以下、この表において同じ。）の1	申請のあった時期	定めなし	船舶の総トン数（別記9の船舶の総トン数をいう。以下、この表において同じ。）の1	伊豆東岸の熱海市（大熱海地区）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	11
	操業区域の2				伊豆東岸の伊東市（伊東地区）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
	操業区域の3				駿河湾沿岸の静岡市清水区（由比、蒲原地区を除く。）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	13
	操業区域の4				駿河湾沿岸の沼津市（戸田地区）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	114
	操業区域の5				駿河湾沿岸の静岡市駿河区を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
	操業区域の6				駿河湾沿岸の焼津市（大井川地区を除く。）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	

	操業区域の 7				駿河湾沿岸の焼津市（大井川地区）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者			
	操業区域の 8				内浦、由比、蒲原地区を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者			
	操業区域の 9				船舶の総トン数の 2		駿河湾沿岸の吉田町を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
	操業区域の 10						駿河湾沿岸の牧之原市（相良地区）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
	操業区域の 11						駿河湾沿岸の牧之原市（地頭方地区）、御前崎市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
	操業区域の 12				船舶の総トン数の 1		遠州灘沿岸の磐田市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	54
	操業区域の 13						遠州灘沿岸の浜名地区を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
固定式三枚刺網漁業	操業区域の 14	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	定めなし	船舶の総トン数の 1	伊豆東岸の熱海市（大熱海地区）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とす	11		

					る者	
	操業区域の 15	周年			伊豆東岸の下田市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
	操業区域の 16				駿河湾沿岸の焼津市（小川地区）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	40
	操業区域の 17				駿河湾沿岸の吉田町を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
	操業区域の 18				駿河湾沿岸の牧之原市（相良地区）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
	操業区域の 19				駿河湾沿岸の牧之原市（地頭方地区）、御前崎市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
	操業区域の 20	4 月 1 日 から 10 月 31 日 まで			遠州灘沿岸の磐田市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	26
	操業区域の 21				遠州灘沿岸の浜名地区を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和6年6月7日から同年7月8日まで

(3) 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

別記8 操業区域

1 次の(1)の区域又は(2)の区域

(1) 静岡、神奈川両県界から熱海市海光町、伊豆山界までの共同漁業権漁場の範囲で、その沖合350メートル（ただし、熱海市伊豆山剣見突端から熱海市伊豆山防波堤突端までの共同漁業権漁場及びその沖合を除く。）以内の海面

(2) 熱海港防波堤（施設番号：22008B-1-5）正東の線から熱海市和田浜南町、熱海界までの沖合100メートル以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

2 共第3号共同漁業権漁場伊東地先の範囲の距岸3,000メートル以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

3 静岡市清水区由比西倉沢、興津東町界（共同漁業権基点第93号）から真方位116度の線より静岡市滝ヶ原川久方自転車道橋下流端中央（共同漁業権基点第97号）から真方位163度の線までの水深200メートル以浅の海域（ただし、共同漁業権漁場内及び清水港港湾区域を除く。）

4 地先共同漁業権漁場の範囲で、波勝埼の南西3海里的点を経て富士市越前岳頂上を結ぶ線内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

5 次の(1)の区域又は(2)の区域

(1) 静岡市滝ヶ原川久方自転車道橋下流端中央から真方位163度の線より焼津市、吉田町界から真方位129度57分の線までの水深200メートル以浅の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

(2) 静岡市滝ヶ原川久方自転車道橋下流端中央から真方位163度の線より牧之原市須々木、落居界から波勝埼を見通した線までの水深200メートル以浅の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

6 大谷川河口右岸から真方位135度の線より焼津市、吉田町界から真方位129度57分の線までの水深200メートル以浅の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

7 焼津市田尻北（定置漁業権基点第16号）から真方位135度の線より大井川河口右岸から真方位135度の線までの水深200メートル以浅の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

8 地先共同漁業権漁場の範囲の距岸1海里以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

9 次の(1)、(2)、(3)及び(5)の区域、(1)、(2)、(4)及び(5)の区域又は(2)、(3)及び(5)の区域

(1) 静岡市滝ヶ原川久方自転車道橋下流端中央から真方位163度の線より静岡、焼津両市界から真方位118度の線までの水深200メートル以浅の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

(2) 焼津市田尻北（定置漁業権基点第16号）から真方位135度の線より焼津市、吉田町界から真方位129度57分の線までの距岸1海里以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

- (3) 焼津市、吉田町界から真方位 129 度 57 分の線より牧之原市須々木、落居界から波勝埼を見通した線までの距岸 2 海里以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
 - (4) 焼津市、吉田町界から真方位 129 度 57 分の線より牧之原市須々木、落居界から波勝埼を見通した線までの水深 200 メートル以浅の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
 - (5) 御前崎市佐倉、池新田界から真方位 189 度の線より弁財天川河口左岸から真方位 180 度の線までの距岸 2 海里以内の海面
- 10 次の(1)、(2)及び(4)の区域又は(1)、(3)及び(4)の区域
- (1) 藤守川河口右岸から真方位 135 度の線より焼津市、吉田町界から真方位 129 度 57 分の線までの距岸 1 海里以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
 - (2) 焼津市、吉田町界から真方位 129 度 57 分の線より牧之原市須々木、落居界から波勝埼を見通した線までの距岸 2 海里以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
 - (3) 焼津市、吉田町界から真方位 129 度 57 分の線より牧之原市須々木、落居界から波勝埼を見通した線までの水深 200 メートル以浅の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
 - (4) 御前崎市佐倉、池新田界から真方位 189 度の線より弁財天川河口左岸から真方位 180 度の線までの距岸 2 海里以内の海面
- 11 次の(1)の区域及び(2)の区域
- (1) 勝間田川河口右岸から真方位 135 度の線より御前崎市佐倉、池新田界から真方位 189 度の線までの水深 30 メートル以浅の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
 - (2) 御前崎市佐倉、池新田界から真方位 189 度の線より天竜川河口左岸から真方位 180 度の線までの距岸 2 海里以内の海面
- 12 御前崎市佐倉、池新田界から真方位 189 度の線より馬込川河口左岸から真方位 180 度の線までの距岸 2 海里以内の海面
- 13 御前崎市佐倉、池新田界から真方位 189 度の線より静岡、愛知両県界までの距岸 2 海里以内の海面
- 14 次の(1)及び(2)の区域、(3)及び(4)の区域又は(5)の区域
- (1) 静岡、神奈川両県界から熱海市伊豆山剣見突端までの共同漁業権漁場沖合 350 メートル以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
 - (2) 熱海市伊豆山港防波堤突端から熱海市海光町、伊豆山界までの共同漁業権漁場沖合 350 メートル以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
 - (3) 熱海市海光町、伊豆山界から熱海市横磯鼻までの共同漁業権漁場沖合 350 メートル以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
 - (4) 熱海港防波堤突端から熱海市熱海、上多賀界までの共同漁業権漁場沖合 350 メートル以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
 - (5) 熱海市熱海、上多賀界から熱海市上多賀白石突端までの共同漁業権漁場沖合 350 メートル以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
- 15 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- イ 賀茂郡河津町、下田市界に設置した標柱を基点とし、真方位 104 度 450 メートルの点

- ロ イの基点より真方位 104 度 2,000 メートルの点
- ハ 下田市白浜、外浦（馬の背鼻）界に設置した標柱を基点とし、真方位 87 度 2,000 メートルの点
- ニ ハの基点より真方位 87 度 1,600 メートルの点
- 16 静岡、焼津両市界から焼津市、吉田町界までの距岸 1 海里以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
- 17 次の(1)の区域及び(2)の区域
- (1) 大井川河口右岸から牧之原市須々木、落居界より波勝岬を見通した線までの距岸 2 海里以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
- (2) 新野川河口右岸から弁財天川河口左岸までの距岸 2 海里以内の海面
- 18 次の(1)の区域及び(2)の区域
- (1) 牧之原市勝俣、片浜界から牧之原市須々木、落居界までの距岸 2 海里以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
- (2) 大井川河口右岸から牧之原市勝俣、片浜界までの距岸 2 海里以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内及び水深 30 メートル以深の海面は除く。）
- 19 大井川河口右岸から弁財天川河口左岸までの距岸 2 海里以内の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）
- 20 次の(1)の区域又は(2)の区域
- (1) 菊川河口右岸正南の線から弁財天川河口左岸正南の線までの距岸 2 海里以内の海面
- (2) 弁財天川河口右岸正南の線から浜名湖河口左岸正南の線までの距岸 2 海里以内の海面（ただし、浜名湖口から半径 1,500 メートルの海面を除く。）
- 21 天竜川河口右岸正南の線から静岡、愛知両県界正南の線までの距岸 2 海里以内の静岡県海面（ただし、浜名湖口から半径 1,500 メートルの海面を除く。）

別記 9 船舶の総トン数

1 5 トン未満

ただし、この告示に係る許可の申請前に当該トン数を超えた船舶で許可を受けている者については、本船一代限り認めるものとする。

2 5 トン未満

ただし、この告示に係る許可の申請前に当該トン数を超えた船舶で許可を受けている者については、本船一代限り認めるものとする。また、南駿河湾漁協所属船で、次の要件のどちらかを満たしているときに限り総トン数 8 トン未満の船舶の使用を認めるものとする。

- (1) それぞれの旧所属漁協（旧吉田町漁協、旧相良漁協、旧地頭方漁協、旧御前崎漁協（以下旧 4 漁協））内において、同じ固定式一、二枚刺網漁業の許可船舶 2 隻を廃業見合いとして、相乗船へ転換する場合
- (2) 相乗船の代船の場合

9 刺網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
きす二枚刺網漁業	操業区域（別記 10 の操業区域をいう。以下、この表において同じ。）の 1	申請のあった時期	定めなし	船舶の総トン数（別記 11 の船舶の総トン数をいう。以下、この表において同じ。）の 1	駿河湾西部沿岸の静岡市駿河区を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	26
	操業区域の 2				駿河湾西部沿岸の焼津市（大井川地区を除く。）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
	操業区域の 3				駿河湾西部沿岸の焼津市（大井川地区）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
	操業区域の 4				駿河湾西部沿岸の牧之原市（地頭方地区）、御前崎市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	
	操業区域の 5				遠州灘沿岸の磐田市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	14
	操業区域の 6				遠州灘沿岸の浜名地区を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	

あまだい三枚こぎ刺網漁業	操業区域の7	11月1日から翌年5月31日まで	定めなし	船舶の総トン数の1	駿河湾西部沿岸の焼津市（焼津地区）を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	1
	操業区域の8	6月1日から10月31日まで			遠州灘沿岸の浜名地区を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	13
三枚刺網	操業区域の9	周年	定めなし	5トン未満	浜名地区を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	177

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年6月7日から同年7月8日まで

(3) 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

別記10 操業区域

1 次の(1)の区域又は(2)の区域

(1) 静岡市滝ヶ原川久方自転車道橋下流端中央から真方位163度の線より焼津市、吉田町界から真方位129度57分の線までの水深200メートル以浅の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

(2) 静岡市滝ヶ原川久方自転車道橋下流端中央から真方位163度の線より牧之原市須々木、落居界から波勝崎を見通した線までの水深200メートル以浅の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

2 大谷川河口右岸から真方位135度の線より焼津市、吉田町界から真方位129度57分の線までの水深200メートル以浅の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

3 焼津市田尻北（定置漁業権基点第16号）から真方位135度の線より大井川河口右岸から真方位135度の線までの水深200メートル以浅の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

4 次の(1)の区域及び(2)の区域

(1) 勝間田川河口右岸から真方位135度の線より御前崎市佐倉、池新田界から真方位189度の線までの水深30メートル以浅の海面（ただし、共同漁業権漁場内は除く。）

(2) 御前崎市佐倉、池新田界から真方位189度の線より天竜川河口左岸から真方位180度の線までの距岸2海里以内の海面

5 御前崎市佐倉、池新田界から真方位189度の線より馬込川河口左岸から真方位180度の線までの距岸2海里以内の海面

- 6 御前崎市佐倉、池新田界から真方位 189 度の線より静岡、愛知両県界までの距岸 2 海里以内の海面
- 7 新野川河口右岸正南の線から太田川河口左岸正南の線までの地先海面（ただし、水深 100 メートル以浅の海面を除く。）
- 8 弁財天川河口右岸正南の線以西の静岡県地先海面（ただし、水深 100 メートル以浅の海面を除く。）
- 9 浜名湖内

別記 11 船舶の総トン数

- 1 5 トン未満

ただし、この告示に係る許可の申請前に当該トン数を超えた船舶で許可を受けている者については、本船一代限り認めるものとする。

10 袋網漁業

- (1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	漁業者の数
袋網漁業	浜名湖内（ただし、航路として使用されている区域及び鉄橋下を除く。）	4 月 1 日から翌年 1 月 15 日まで	浜名地区を当該漁業の根拠地とする者	158

- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 6 月 7 日から同年 7 月 8 日まで

- (3) 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までとする。

11 小型定置漁業

- (1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	漁業者の数
小型定置網漁業	申請のあった区域	申請のあった時期	定めなし	39

- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 6 月 7 日から同年 7 月 8 日まで

- (3) 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までとする。

12 いるか追込漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	漁業者の数
いるか追込漁業	申請のあった区域	申請のあった時期	定めなし	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年6月7日から同年7月8日まで

(3) 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

13 追込網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	漁業者の数
追込網漁業	申請のあった共同漁業権漁場内	申請のあった時期	定めなし	11

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年6月7日から同年7月8日まで

(3) 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

14 潜水器漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	漁業者の数
(1) なまこ潜水器漁業 (2) あわび、さざえ、てんぐさ潜水器漁業 (3) あわび、さざえ、とこぶし、てんぐさ潜水器漁業 (4) あわび、さざえ、とこぶし、ばていら	申請のあった区域	申請のあった時期	当該漁業に係る組合員行使権を有する者	定めなし

潜水器漁業				
(5) あわび、さざえ、とこぶし、ばてい ら、てんぐさ潜水器漁業				
(6) あわび、さざえ、とこぶし、ばてい ら、てんぐさ、つのまた、とさかのり 潜水器漁業				
(7) あわび、さざえ、とこぶし、ばてい ら、なまこ潜水器漁業				
(8) あわび、さざえ、とこぶし、ばてい ら、なまこ、てんぐさ潜水器漁業				
(9) あわび、さざえ、とこぶし、ばてい ら、なまこ、てんぐさ、わかめ潜水器 漁業				
(10) あわび、さざえ、とこぶし、ばてい ら、なまこ、てんぐさ、わかめ、とさ かのり潜水器漁業				
(11) あわび、さざえ、とこぶし、なまこ潜 水器漁業				
(12) てんぐさ潜水器漁業				

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年9月1日の許可又は起業の認可に係る申請については、同年6月7日から7月8日まで
令和6年9月2日以降の許可又は起業の認可に係る申請については随時

(3) 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

附 則

- この告示は、令和6年9月1日から施行する。ただし、1(2)、2(2)、3(2)、4(2)、5(2)、6(2)、7(2)、8(2)、9(2)、10(2)、11(2)、12(2)、13(2)及び14(2)の規定については、公示の日から施行する。
- 知事許可漁業の定数（令和3年静岡県告示第497号）は、令和6年8月31日限り廃止する。